

富山県農林水産部 「快適な仮設トイレの設置工事」 試行要領 (新旧対照表)

改正	現行
<p>1 ～ 3 【略】</p> <p>4 (1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 精算時</p> <p>ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。</p> <p>イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設费率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。</p> <p>(ア)「洋式トイレ」を設置した場合について</p> <p>差額上限は <u>2,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。</p> <p>(男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>4,000</u> 円／(2基・月)とする。)</p> <p>(イ)トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合について</p> <p>差額上限は <u>43,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。</p> <p>(男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>86,000</u> 円／(2基・月)</p>	<p>1 ～ 3 【略】</p> <p>4 (1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 精算時</p> <p>ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。</p> <p>イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設费率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。</p> <p>(ア)「洋式トイレ」を設置した場合について</p> <p>差額上限は <u>1,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。</p> <p>(男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>2,000</u> 円／(2基・月)とする。)</p> <p>(イ)トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合について</p> <p>差額上限は <u>39,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。</p> <p>(男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>78,000</u> 円／(2基・月)</p>

とする。)

(ウ)トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 21,000 円/(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 42,000 円/(2基・月)とする。)

ウ 受注者は、別添の「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」を監督員に提出する。

5 【略】

附 則

この要領は、平成29年7月15日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。

とする。)

(ウ)トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 20,000 円/(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 40,000 円/(2基・月)とする。)

ウ 受注者は、別添の「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」を監督員に提出する。

5 【略】

附 則

この要領は、平成29年7月15日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降の決裁に係る工事から適用する。